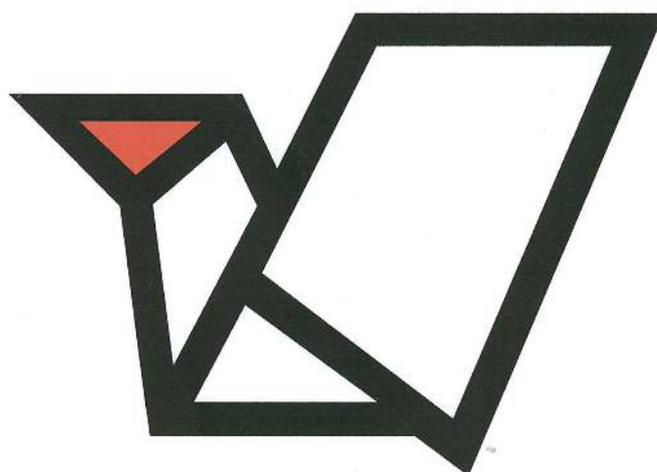


平成25年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会 議会運営委員会



平成25年10月28日

平成 25 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会 議会運営委員会記録

○議題・場所

平成 25 年 10 月 28 日 午後 2 時 00 分 開会

於：ナビオス横浜「オリージャ」

- (1) 臨時委員長の指名について
- (2) 傍聴の許可について
- (3) 委員長の選挙について
- (4) 副委員長の選挙について
- (5) 平成 25 年第 2 回定例会の日程について
- (6) その他

休憩後

- (7) 請願・陳情について
- (8) 閉会中継続審査の申し出について

○出席委員（6 名）

尾 作 均	伊 藤 素 明
岩 沢 章 夫	大 野 祐 司
須 田 毅	小清水 招 男

○欠席委員（2 名）

川 辺 芳 男	倉 橋 正 美
---------	---------

議長 古 川 直 季

副議長 金 崎 ひ さ

○広域連合事務局

事務局長	安 藤 康 恵
総務課担当課長	加 藤 隆 生
業務課長	常 松 俊 一
書記長	渡 邊 智 幸
書記	近 藤 健 志
書記	竹 内 彩
書記	水 越 茉 耶

【臨時委員長の指名について】

○事務局長(安藤 康恵君)

ただいまから、議会運営委員会を始めさせていただきます。

本日の議題は、お手元に配付してあります、議会運営委員会配付資料 1 ページの次第のとおりです。

はじめに議題（１）の、臨時委員長の指名についてであります。委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、年長委員が臨時委員長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席委員中、年長委員であります須田毅委員に、臨時委員長をお願いいたします。

それでは須田委員、委員長席へ御着席をお願いいたします。

○臨時委員長(須田 毅君)

ただいま、御指名を受けましたので、私が臨時委員長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席委員は 5 名で定足数に達しております。

当委員会に付託されました案件を審査するため、議会運営委員会を開きます。

【傍聴の許可について】

○臨時委員長(須田 毅君)

まず、議題（２）の傍聴の許可について、お諮りいたします。一般及び報道関係者について、本日の委員会傍聴を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって傍聴を許可することに決定いたしました。

～ 傍聴者入場 ～

【委員長の選挙について】

○臨時委員長(須田 毅君)

それでは、議題（３）の「委員長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、会議規則第 121 条第 5 項の規定により、指名推選とし、私から指名することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定いたしました。

委員長に岩沢章夫委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岩沢章夫委員が委員長に当選されました。

それでは委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

○委員長(岩沢 章夫君)

ただいま御指名をいただきまして、この広域連合の議会運営委員会の委員長に就任させていただきました。岩沢章夫でございます。

古川議長、金崎副議長のお力添えをいただき、円滑な委員会運営に努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ皆様の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○臨時委員長(須田 毅君)

ありがとうございました。それでは、委員長と席を交代いたします。

(須田臨時委員長は自席へ、岩沢委員長は委員長席へ移動)

【副委員長の選挙について】

○委員長(岩沢 章夫君)

続いて、議題(4)の副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、会議規則第121条第5項の規定により指名推選とし、私から指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定いたしました。

副委員長に倉橋正美委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました倉橋正美委員が副委員長に当選されました。本日、倉橋委員は所用により御欠席されておりますが、内諾をいただいております。

【委員席の指定】

○委員長(岩沢 章夫君)

次に、委員席についてですが、ただいま御着席の席を指定させていただきます。

【平成25年第2回定例会の日程について】

○委員長(岩沢 章夫君)

それでは、議題(5)の「平成25年第2回定例会の日程について」議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。安藤事務局長。

○事務局長(安藤 康恵君)

本日の議事日程案について、御説明させていただきます。お手元にごございます配付資料の3ページ、議事日程表案を御覧ください。

すでに、【日程第1】から【日程第6】までは、議事が終了しておりますので、説明を省略させていただきます。

【日程第7】は「議席の指定」でございますが、現在、議場にて着席の席を指定させていただきます。

【日程第8】は「会議録署名議員の指名」でございますが、議長より、沖本浩二議員と小清水招男議員を指名させていただきます。

【日程第9】は「会期の決定」でございますが、会期は本日1日にしたいと考えております。

【日程第10】は「諸般の報告」といたしまして、議長から「平成25年2月分から平成25年7月分の、例月現金出納検査の結果」を、書記から「非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例附則第2項にかかる検討結果」について、報告させていただく予定です。

【日程第11】は、一般質問でございます。一般質問は、花上喜代志議員、大庭裕子議員、岩沢章夫議員から質問の通告が出ております。なお、質問の順序は議席番号の順となります。

【日程第12】は、「平成24年度一般会計歳入歳出決算認定」について、御審議いただくも

のでございます。この議案に対しましては、加藤広人議員、花上喜代志議員から質問の通告、白井正子議員から討論の通告が出ております。

【日程第 13】は、「平成 24 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、御審議いただくものでございます。この議案に対しましては、鈴木太郎議員、白井正子議員から質問の通告が出ております。

【日程第 14】は、監査委員の選任について、御審議いただくものでございます。

なお、議事日程表にはございませんが、陳情が 1 件提出されておりますので、【日程第 15】で議事日程に追加する予定でございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました、全体の流れについて、御説明させていただきます。

この後、本委員会を暫時休憩とさせていただき、概ね 5 分後に本会議を再開させていただきます。この本会議の日程につきましては、先程御説明したとおりでございますが、【日程第 15】の陳情の取扱いにつきましては、会議規則により議会運営委員会に付託することとされており、従いまして、この陳情の審査のため、【日程第 15】に入りましたところで、本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を再開し、陳情を審査させていただきます。そして、本委員会において採決の後、「閉会中継続審査の申し出について」協議していただき、委員会を閉会いたします。

その後、本会議を再開し、委員長報告、討論、採決となりますが、陳情に対しまして、大庭裕子議員から討論の通告が出ております。

陳情の採決が終わりますと、「閉会中継続審査の申し出について」議決をしていただきます。

全ての議事が終わりますと、広域連合長から御挨拶があり、その後閉会となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長(岩沢 章夫君)

ただいま説明がありました日程について、何か御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

特になければ、第 2 回定例会の日程につきましては、事務局の説明のとおり進めさせていただきますことよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

【その他について】

○委員長(岩沢 章夫君)

次に、議題(6)の「その他」について、委員の皆様から何か御発言はございませんか。

ないようですので、ここで議会運営委員会を暫時休憩します。

午後 2 時 25 分 休憩

午後 4 時 30 分 再開

【本会議の議事進行について】

○委員長(岩沢 章夫君)

休憩前に引き続き、これより議会運営委員会を再開いたします。はじめに、事務局より説明をさせていただきます。

○事務局長(安藤 康恵君)

本日の議事日程について、先程当委員会で御説明したところでございますが、特別会計の決算認定に際しまして、1名の議員から反対討論について通告をいただいておりますが、今開催されました本会議の中で、その反対討論を経ないまま、採決という進行になっておりました。

この取り扱いにつきまして、議長、副議長、委員長に御説明させていただきましたところ、広域連合長の挨拶の前に「何か御発言はございませんか」ということで議長に仰っていただいて、その際に議員から御発言いただくということでいかがかという御提案をいただきましたので、そのことについて御協議いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長(岩沢 章夫君)

それでは、議事進行上、今事務局から説明があった事態への対応を委員の皆様にご承知いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員(須田 毅君)

それは、いわゆる私見を言うのか、それとも感想ということと言われるのか、どうなのでしょう。

○委員長(岩沢 章夫君)

基本的には、元々反対討論で通告があったものを、事務的な落ち度で議事進行上採決はしてしまいましたが、御本人から、発言の内容の意図を記録として残せるような形はないでしょうかというお話がありました。議長、副議長と私が入りまして、思いは思いとして何とか伝えられる方法はないかということで、イレギュラーではありますが、最後に一言発言の場を与えることでいかがかということで、御提案させていただきました。

○委員(須田 毅君)

では、発言ということですね。

○委員長(岩沢 章夫君)

そのあたりのことは、いかがいたしましょうか。

○委員(須田 毅君)

いずれにしても、通告が進行に盛り込まれていなかったのはいけないことですからね。

○副議長(金崎 ひさ君)

私が申し上げたのは、議員として当然採決に入る前に異議ありということで、私は通告していますと、反対討論させてくださいと言う権利があるにもかかわらず、それを怠ったわけですから、議長の進行要領に載っていなかったのは悪かったかもしれませんが、御自分がそれをいくらでもできたものをできなかったということで、討論はお控えくださいという話はさせていただきました。それは認めてくださったのですが、私は討論したかったという内容は言いたいということで、私もそこまでは踏み込んでいませんが、私の常識としては、発言を許した以上、「先程の認定第2号に関しましては、事務局の落ち度と私の落ち度もあってできませんでしたが、私は討論をもって反対をしたかったという意味だけはお伝えしたいと思います」程度の発言をしていただかなければ、反対討論としてそのまま御発言いただくと、議会として全く成り立ちませんので、その辺は、本会議再開前に、白井議員の発言の位置付け・内容を確認したほうが良いと思います。やはりそれが議会運営のルールではないかと思います。議決後に反対討論をされたらお話にならないかと思いますが、いかがでしょう。

○委員(小清水 招男君)

私もそう思います。

○副議長（金崎 ひさ君）

今言った程度の御発言を、事務局のミスだと言いたければ言ってもいいし、でも、私その場で手を挙げて発言しなかったミスもございますと言ってもらわないと、痛み分けだと思っていますので、それを是非やっていただいて、事務局も事前に白井議員に発言の位置付けを説明し、内容を確認しなければ、そんな突発発言を許すということは、じゃあ黙って自分のミスを手を挙げて発言するべきところをしないで、後ほど発言させてもらえらると思われても困りますので、やはり事前に発言の内容・位置付けについて、議員と調整するべきだと思います。

○委員長（岩沢 章夫君）

それでは、痛み分けではないですが、御本人の気持ちは大事にしてということで、今回この協議をしたわけですが、御指摘がありましたとおり、そこで討論というのはありえないという前提で、思いの一端というか、先程感想程度というお話でしたが、そういったニュアンスで、簡潔に時間をいただくという範疇で、発言内容を確認して認めるということでもよろしいでしょうか。

○委員（須田 毅君）

それは、「痛み分けですよ」といった趣旨ですよ。

○副議長（金崎 ひさ君）

本来であれば討論をして反対すべきところを、討論をする機会を逸しましたけれど、私は討論をするつもりでしたくらいの御挨拶ですよ。

（複数委員から、同調する発言あり）

その程度だと思います。

○委員長（岩沢 章夫君）

では、事務局、御本人の意図とここで決まったこととは違うかもしれませんので、議事進行する前にきちんと御本人に確認する場があったほうがいいのではないかと思います、どうですか。

○事務局長（安藤 康恵君）

分かりました。

○委員長（岩沢 章夫君）

それから進行したいと思いますけれど、それは事務局にお任せしていいのでしょうか。それでスムーズにいけばいいですけど、議運としてはそういう結論ですということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。

【陳情第1号について】

○委員長（岩沢 章夫君）

議題（7）の陳情第1号「後期高齢者が安心できる医療の確立に向けた陳情書」について、議題といたします。

陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。

○書記（渡邊 智幸君）

陳情第1号、件名は「後期高齢者が安心できる医療の確立に向けた陳情書」、受理は平成25年10月17日、陳情者は神奈川県社会保障推進協議会代表委員 堀内静夫さんでございま

す。

陳情の要旨でございます。

1. あらゆる手立てを講じ、次期保険料の引き下げを図っていただくこと
 2. 生活保護基準の130%以下を対象とした保険料減免制度を創設していただくこと
 3. 一部負担金減免制度の基準を緩和し、周知徹底も図り、利用できる制度に改善していただくこと
 4. 短期被保険者証の交付を中止し、全ての被保険者に通常証を交付していただくこと
- 以上でございます。

○委員長(岩沢 章夫君)

それでは、本件について、事務局見解の説明を求めます。安藤事務局長。

○事務局長(安藤 康恵君)

それでは、陳情第1号に係る当局の見解を申し上げます。

はじめに、陳情事項1の保険料の引き下げについてでございますが、高齢化の進展に伴う被保険者数や、医療の高度化等により、医療給付費が伸びている状況から、平成24・25年度より保険料率を引き下げることが、困難であると考えています。しかしながら、平成26年4月に消費税率の引き上げが予定されているため、本広域連合としては、低・中所得者の負担軽減を図るため、保険料率の急激な上昇を抑制する取組みが必要であると考えています。

次に、陳情事項2の保険料減免制度の創設についてでございますが、本制度においては、低所得者等を対象とした法令等に基づく保険料均等割軽減は、7割・5割・2割軽減のほか8.5割・9割軽減の特例が設けられ、更に所得割5割軽減等の措置がとられています。本広域連合において独自に更なる軽減措置を行うためには、その財源として、県及び市町村の追加負担が必要となります。厳しい財政状況下において、県をはじめ全市町村の合意のもと、新たな保険料軽減を実施すること及び、これに伴い法定の負担に加えてさらに県及び市町村負担をお願いすることは、いずれも困難であると考えております。

次に、陳情事項3の一部負担金減免制度の基準緩和、制度改善等についてでございますが、一部負担金は、厚生労働省令で定める特別の事情がある方に減免措置を行うことができることになっています。この特別な事情とは、火災などにより著しい損害を受けたこと、世帯主が死亡し、又は長期入院したこと、その他これらに類する事由があることにより、一部負担金を支払うことが困難と認められることとされ、本広域連合では、これらの規定をもとに要綱を設けた上で対応しております。なお、平成22年度に厚生労働省の技術的助言に基づき、要綱改正を行い、所得の基準を見直すなど対象者の範囲等の拡充を図ったところでございます。今後も、これらの規定に沿って行うものと考えておりますので、現状としては、基準を緩和することは考えておりません。

次に、陳情事項4の短期被保険者証についてでございますが、本広域連合においては、昨年8月の被保険者証一斉更新に併せ、制度発足以来、初めて2,036名の被保険者の皆様に短期証を交付しました。平成24年度の滞納繰越分保険料の収納率は36.4%と、前年度に比べ8.52ポイント向上しており、また、本年8月1日時点の短期証交付者数も1,038名と減少していることから、収納率の向上に、一定の効果があったものと認識しております。本広域連合としましては、保険料を一定期間滞納している被保険者との納付相談の機会の確保や、生活実態の把握を行うために、市区町村窓口で被保険者の皆様と直接お話する場を設けることは、収納対策面からも重要なことであり、今後も活用を図っていきたいと考えております。以上でございます。

す。

○委員長(岩沢 章夫君)

ただいま、事務局見解が説明されましたが、何か御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。ないようですので、これより討論に移ります。討論はございませんか。
(「なし」の声あり)

ないようですので、これより本件について採決いたします。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成なしであります。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

【閉会中継続審査の申し出について】

○委員長(岩沢 章夫君)

次に、議題(8)の「閉会中継続審査の申し出について」をお諮りいたします。

議長に対し、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

【委員長報告書の作成】

○委員長(岩沢 章夫君)

最後に、委員長報告についてですが、委員長報告書の作成とその内容については、委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

午後4時46分閉会

議会運営委員会委員長 岩 沢 章 夫